



●テーマ 「共生社会の実現に向けてー外国人労働者の受入れを考えるー」

●開催日時 2019年10月26日(土) 14:00~17:00

●開催場所 立正大学品川キャンパス・石橋湛山記念講堂

(〒141-8602 東京都品川区大崎 4-2-16)

JR 五反田駅・大崎駅から徒歩5分、

東急池上線大崎広小路駅から徒歩1分

<http://www.ris.ac.jp>

●報告者・パネリスト

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| 1. 東京出入国在留管理局就労審査第三部門首席審査官   | 杉本律子氏 |
| 2. 品川区地域振興部商業・ものづくり課長        | 山崎修二氏 |
| 3. 工業技術大学附属モンゴルコーセン技術カレッジ理事長 | 中西佑二氏 |
| 4. 全国社会保険労務士政治連盟幹事           | 瀬谷卓美氏 |
| 5. ソウル大学法科大学院教授              | 崔 桂暎氏 |

●対象 一般の方

●聴講料・申込方法 無料/申込不要・先着順

●後援 品川区教育委員会 東京都行政書士会

●協賛 立正大学校友会

<お問い合わせ先>

立正大学法学部事務室

TEL : 03-3492-3183 FAX : 03-5487-3345 e-mail : [law@ris.ac.jp](mailto:law@ris.ac.jp)

---

## 2. 区と福井県坂井市との連携協定締結について

---

区では、東京を含む各地域がともに発展・成長しながら共存共栄を図っていくという「特別区全国連携プロジェクト」の取組みの一環として、「しながわ水族館での黄金ガニ展」、「戸越銀座商店街でのアンテナショップ開設」など、各分野において『福井県坂井市』と連携事業を行っております。

こうした一連の取組みにより、区民レベルの交流も活発になったことから、連携事業の更なる拡大・発展を目指し、令和元年9月5日(木)に、連携・協力に関する協定を締結いたしました。

会員企業の皆様におかれましては、  
「イベントの商品や景品で特産物を活用したい」  
「イベントの出展などで協力できないか」  
「福井県での事業展開で相談したい」  
「社員の研修先として活用できないか」など、  
ご提案やご相談がありましたらご連絡ください！

また、区は『高知県』とも同様の連携協定を締結しておりますので、高知県について、同様のご提案等ございましたらぜひご相談ください！

#### 【福井県坂井市】

県の北部に位置し、「東尋坊」や「丸岡城」など、全国的に知名度の高い観光地を擁している都市。人口規模は県内2位

※協定締結当日の様子については、下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/shinagawaphotonews/shinagawaphotonews-2019/20190905191100.html>

担当：企画調整課企画担当

電話：03-5742-5742-6607

Mail：[kikaku@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:kikaku@city.shinagawa.tokyo.jp)

---

### 3. 地域貢献団体活動紹介冊子「しな活」について

---

地域で社会的課題の解決に取り組んでいる団体の活動を紹介する、地域貢献活動紹介冊子「しな活」を発行しました。

品川区は地域活動がとても活発です。「何か自分でもできることがある」という気概で行動している団体の活動を、もっと広く知ってもらい、自由につながり、発展していくようと紹介冊子を作成しました。

『つながることで初めて気付くこと、生まれることがある』、ぜひ今後のCSR活動推進にあたって、ご活用ください。

---

### 4. 災害時の輸送体制を強化 品川区がヤマト運輸・佐川急便と協定締結

#### 【ヤマト運輸株式会社 新東京主管支店】

---

災害時における支援物資等の輸送体制を強化するため、令和元年8月29日（木）に、品川区はしながわCSR推進協議会会員企業の【ヤマト運輸株式会社新東京主管支店】および【佐川急便株式会社関東支店】と「災害時等における輸送業務等の協力に関する協定」を締結しました。

※詳しくは、以下の区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/shinagawaphotonews/shinagawaphotonews-2019/20190829144144.html>



■各会員企業のご担当者様のメールアドレスの新規登録・変更・配信停止などは、  
以下の協議会事務局（品川区総務課総務係）までご連絡をお願いいたします。

=====

【発行】しながわ CSR 推進協議会 事務局

品川区総務部総務課総務係

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

TEL 03-5742-6625 [s-somu.shinagawa-csr@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:s-somu.shinagawa-csr@city.shinagawa.tokyo.jp)